

地方税徴収猶予の特例制度について(新型コロナ関連)

問合せ 税務課 管理担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収猶予を受けることができます。担保の提供は不要で、猶予期間内は延滞金がかかりません。詳しくは税務課へご相談ください。

●対象となる方(以下の①②を満たす納税者・特別徴収義務者)

- ①令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減収していること。
- ②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

●対象となる地方税

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税や、固定資産税など。

●申請について

令和2年6月30日または納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

奨学資金貸付のお知らせ

問合せ 学務課 学校教育担当 ☎0495-77-2312 FAX0495-77-3915

町では、進学意欲を持ちながら、経済的な理由により大学等への就学が困難な方に、奨学資金の貸付けを行っています。詳しくは町ホームページをご覧ください。

●貸付金額(月額)

- 高等専門学校…月額30,000円以内
- 大学・短期大学・専修学校…月額40,000円以内

●受付期間

6月8日(月)～7月10日(金)

●貸付対象者(以下の要件を全て備えていること)

- (1)在学中の学生であること。
- (2)他に同種の資金貸付けを受けていない者であること。
- (3)経済的理由により学資支出の困難な世帯の学生であること。
- (4)町税等を完納している世帯の学生又はそれに準ずる者であること。
- (5)向学の志が強く、学力優秀な学生であること。
- (6)町内に3か月以上居住する世帯の学生であること。
- (7)連帯保証人が1人以上あること。

●選考の基準

- (1)所得審査があります。
- (2)学力評価の基準は、5段階の評定によるものは、おおむね平均3.0以上。

●申請書類

- (1)奨学資金貸付申請書
- (2)家庭調書
- (3)在学証明書(在学指定様式)
- (4)成績証明書(最終卒業学校又は在学)

※(1)(2)の申請書類は教育委員会学務課で配布しています。

神川町 奨学資金貸付



町税は納期限までに納めましょう

問合せ 税務課 管理担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

町では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住みよいまちづくりを行っています。町県民税や固定資産税などの町税は、皆さんの生活に関わりの深い行政サービスのために欠かすことのできない重要な財源です。納め忘れのないよう、早めの納付をお願いします。

コンビニエンスストアでも納付できます

納税者の皆さんにコンビニエンスストアでも納めることができる納付書を郵送しています。納めることができるのは、町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料です。介護保険料は納めることができませんので、役場や金融機関等での納付をお願いします。

【注意事項】

- 1件あたり30万円以上の納付書はコンビニエンスストアでは使用できません。
- 納期限までに納付が無い場合には滞納になり、延滞金がかかる場合があります。



毎月第2日曜日の午前中に納税相談窓口を開設

平日開庁時間内に来庁できない方のために、毎月第2日曜日の午前8時30分から正午まで納税相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

町税の納付は口座振替を

町税の納付は納め忘れのない口座振替が便利です。一度口座振替の申込みをすると、自動的に口座から町税が振り替えられ、毎年継続される便利な制度です。

預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書に必要事項を記入のうえ、税務課または金融機関の窓口でお申し込みください。

令和2年度町税等納期限一覧

町・県民税 (普通徴収)	第1期	6月30日
	第2期	8月31日
	第3期	11月2日
	第4期	2月1日
固定資産税	第1期	6月1日
	第2期	7月31日
	第3期	9月30日
	第4期	11月30日
軽自動車税	全期	6月1日

国民健康 保険税	第1期	7月31日
	第2期	8月31日
	第3期	9月30日
	第4期	11月2日
介護保険料	第5期	11月30日
	第6期	1月4日
後期高齢者 医療保険料	第7期	2月1日
	第8期	3月1日

納税の相談はお早めに!

病気や失業などやむを得ない事情により納付が困難な方は、早めにご相談ください。なお、新型コロナウイルスの影響により、納税が困難な方については、申請により徴収猶予の特例制度を受けることができ、計画的に分割納付をして頂くことも可能ですので、ご相談ください。特例制度についての詳細は、7ページをご覧ください。